

統計審議会会長 竹内 啓 殿

総務大臣 麻生 太郎

**諮問第292号**  
**経済産業省企業活動基本調査の改正について**

標記について、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

経済産業省は、経済産業省企業活動基本調査（指定統計第118号を作成するための調査）について、経済のサービス化、情報化等最近の経済構造の変化を踏まえ、企業活動の把握の充実に資するため、平成16年調査から、経済産業省所管のサービス業のうち、デザイン・機械設計業、商品検査業、計量証明業、ボウリング場及びディスプレイ業の5業種に属する事業所を有する企業について、新たに調査対象に含めて実施すること等を計画している。

今回の改正計画については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から検討する必要がある。